

「傍聴アンケートにおける誹謗中傷的記載への対応について」会派協議用資料委員長(案)

1. 現状の整理

議会傍聴アンケートについて、先般より、誹謗中傷と思われる回答が見受けられることから、令和7年9月2日に開催した広聴・公開委員会において、アンケート用紙(フォーム)に誹謗中傷や差別的な表現は控えていただく旨の注意書きを追記することとして決定し、令和7年第3回定例会から運用を開始した。

しかし、今般、いただいた議会傍聴アンケートの回答では、現状に変化はなく、注意書きの効果はあまり感じられていないところである。

このことから、議会傍聴アンケートの目的や趣旨を再考し、今後の取扱いについて検討するため、会派における意見を求める。

2. 論点整理

(1)さらなる対策を求める意見

- ・市民モラルの向上を促すため、より強い注意喚起や制限を設けるべき。
- ・議会の品位保持、議員の人格権保護の観点から、一定の線引きが必要。

(2)全ての意見を受け入れるべきとする意見

- ・議会自らが市民に意見を求めている以上、厳しい批判も受け入れるべき。
- ・表現の自由・開かれた議会の理念に反しないよう配慮が必要。

3. 委員長(案)

(1)現行の「注意書き」による対応を基本とする。

- ・誹謗中傷や差別的な表現は控えていただく旨の注意文を継続して使用。
(もしくは、下記の例文の様に、前向きな表現に見直す)
- ・市民意見の自由な表明を尊重する立場を維持する。

(2)今後においても、「傍聴者感想・意見取り扱いフロー図」に添って対応する。ただし、委員会として受理すべきかの判断については、**分類基準(案)【批判と誹謗中傷の線引き基準(判断の目安)】**にのっとり判断する。(取り扱いフロー図に、「分類基準に則り判断」と追記する必要あり)

- ・「建設的意見・提案」「批判的意見」「感情的意見・非難」については、対応する(集計・分析対象)、又は可能な範囲で対応する(趣旨を読み取り、可能な範囲で分類)
- ・「誹謗中傷的意見」「差別的・暴力的表現」については、対応しない(集計対象外または参考扱いとする)。
- ・**分類基準**を議会ウェブページ等で明示し、運用の透明性を確保する。

(3)議員個人に対する記載についても、上記の対応を基準とする。

- ・判断が難しい場合は、広聴・公開委員会で共有し、必要に応じて個別対応とする。

(4)アンケート文面を前向きな表現に見直す。

例文:「このアンケートは、議員や議会へのご意見を幅広く伺うために実施して います。ご指摘・ご批判も大切に拝見しますが、個人を誹謗する内容は集計の参考とできませんのでご遠慮ください。」

4. 今後の進め方

- ・各会派に本案を持ち帰り、意見を聴取。
- ・次回広聴・公開委員会にて最終的な整理案を取りまとめ、議会運営委員会へ報告予定。
(参考)全国の多くの議会でも、誹謗中傷的な記載については「集計対象外」または「非公開」とする運用が一般的であり、市民意見の自由と議会の品位保持を両立している。
- ・「誹謗中傷を抑制しつつ、市民の声を閉ざさない。既存の対策を基礎とし、分類と説明の工夫でバランスをとる。」

登別市議会「傍聴アンケート」分類基準(案)

1. 基本方針

市民の意見をできる限り尊重しつつ、建設的な議論や政策改善に資する意見を正確に反映することを目的とする。ただし、個人や団体への人格攻撃、侮辱、差別的表現など、趣旨を読み

取ることが困難な記載については集計対象外または参考扱いとする。

2. 分類基準(案)【批判と誹謗中傷の線引き基準(判断の目安)】

区分	内容の特徴	取扱い
① 建設的意見・提案	政策・制度・運営に対する具体的な提案や改善要望。 例:「傍聴席の音声聞き取りづら いので改善してほしい」	対応すべき (集計・分析対象)
② 批判的意見	議会活動や議員行動への批判・不 満で、理由・根拠があるもの。 例:「議員の発言が市民感覚とずれ ていると感じた」	対応すべき (集計・分析対)
③ 感情的意見・非難	強い表現だが、内容に一定の意見 要素があるもの。 例:「もっと真剣にやってほしい」「怠 慢だと思う」	可能な範囲で対応 (趣旨を読み取り、 可能な範囲で分類・ 集計)
④ 誹謗中傷的意見	個人を侮辱・攻撃する、人格を否定 する、根拠のない断定的批判。 例:「〇〇議員は無能だ」「辞めるべ きだ」「裏で金をもらっている」	対応しない 集計対象外(参考 扱い)
⑤ 差別的・暴力的表現	性別・人種・信条・障がい等に基づ く差別や暴力的表現。	対応しない (不掲載・非公開)

3. 判断手順(実務運用の流れ)

①委員会として受理すべきか協議(各委員が会派に報告)

対応すべきか、対応する必要があるかを判断する。

※「傍聴アンケート」整理・集計基準(案)・「批判と誹謗中傷の線引き基準(判断の目 安)」
参照

②判断が難しい場合は正副委員長が確認し、広聴公開委員会で共有判断を行う。

③「誹謗中傷的意見」は集計報告には含めず、「件数のみ」参考掲載とする。

(例:「全体〇件中、誹謗中傷的記載〇件」)。

④判断基準を議会ウェブページ等に明記し、透明性を確保する。

4. 明示例(アンケートやウェブページ記載文)

※アンケート内容のうち、個人を誹謗・中傷する記載、根拠のない断定的批判、差別的または暴力的表現を含むものは、趣旨を読み取ることが困難なため集計対象外とします。なお、意見の内容が不明瞭なものは、広聴公開委員会で確認のうえ、参考扱いとします。

5. ポイントまとめ

- ・「除外」ではなく「分類」方式で運用する。
- ・線引きは“表現の内容”ではなく“意見としての趣旨の有無”で判断する。
- ・判断の透明性を担保するため、基準をウェブページ等に掲載する。
- ・グレーなケースは「参考扱い」とし、柔軟に対応する。